

第8回 定時株主総会招集ご通知

日 時

2021年6月29日（火曜日）午前10時
（受付開始時間：午前9時30分）

場 所

カーリットホールディングス株式会社 本社会議室
東京都中央区京橋一丁目17番10号
（住友商事京橋ビル7階）

※ご来場の際は、裏表紙の株主総会会場のご案内図をご参照ください。

目 次

第8回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役4名選任の件	
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件	
（添付書類）	
事業報告	15
1. 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項	15
2. 会社の株式に関する事項	24
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告書	40

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対応について

- 新型コロナウイルス感染拡大を防止し、株主様及び従業員の安全を確保する観点から、本年は、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただくことをご推奨申し上げます。
（※招集ご通知3～4ページをご参照ください。）
- 株主総会に出席する役員及び運営スタッフについては、感染防止に万全を期するため、マスク着用で応対させていただきます。
- ご出席の株主様におかれましては、マスクの着用などご自身および周囲への感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
- ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、弊社の運営スタッフがお声掛けをさせていただき、入場をお控えいただくことがございますので、予めご了承ください。

(証券コード 4275)

2021年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目17番10号
カーリットホールディングス株式会社
代表取締役社長 金子洋文

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができます
のでお手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示
いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い
申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2021年6月29日（火曜日）午前10時

受付開始時間：午前9時30分

2. 場 所

東京都中央区京橋一丁目17番10号

住友商事京橋ビル7階

カーリットホールディングス株式会社 本社会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

3. 会議の目的事項

報告事項

- (1) 第8期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第8期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

以上

- ~~~~~
- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 株主総会ご出席の方へのお土産は用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.carlithd.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ※ 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.carlithd.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類の一部であります。
- ①計算書類の個別注記表、株主資本等変動計算書
- ②連結計算書類の連結注記表、連結株主資本等変動計算書

議決権行使のご案内

株主総会にご出席されない場合、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので2021年6月28日（月曜日）午後5時までにご行使ください。

議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時まで

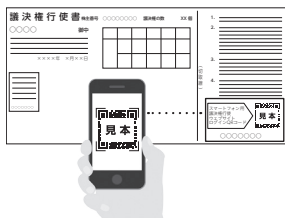
1. 書面（郵送）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記期限までに到着するようにご返送ください。郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用ください。

2. インターネットによる議決権行使

(1) 「スマート行使」による方法



- ① 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です）。
- ② 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

(2) 議決権行使コード・パスワード入力による方法

- ① 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ② パスワード（株主様に変更されたものを含みます）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ③ パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ④ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) ご注意

- ① 行使期限は2021年6月28日（月曜日）午後5時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- ② 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが左記(2)に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- ③ 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- ④ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- ⑤ インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

3. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】



0120-768-524 (平日 9:00～21:00)

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営における最重要課題の一つと考えております。

成長が期待され、独自性のある事業展開のための研究開発、ならびに既存事業の活性化および事業領域拡大に向けた施策を有効に行うための内部留保を図るとともに、株主の皆様への利益配分に当たっては、安定的・継続的な配当を行うことを基本的な考え方としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案して、下記のとおり1株につき普通配当12円とさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類 ： 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
 当社普通株式1株につき金12円
 総額 ： 287,493,408円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 ： 2021年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、9名の取締役の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式数
1	再任 かね こ ひろ ふみ 金子 洋 文 (1960年4月30日)	1984年4月 日本カーリット(株)入社 2013年10月 当社執行役員 日本カーリット(株)常務取締役営業本部長 2015年6月 当社執行役員 日本カーリット(株)代表取締役社長兼営業本部長 2016年6月 当社取締役兼執行役員グループ営業統括 日本カーリット(株)代表取締役社長 2018年4月 当社取締役兼常務執行役員グループ営業部門統括 2019年4月 当社取締役兼常務執行役員グループ戦略部門統括 2020年6月 当社代表取締役社長R&Dセンター・内部監査室担当 2021年4月 当社代表取締役社長内部監査室担当（現） （取締役候補者とした理由） 日本カーリット(株)代表取締役社長、当社取締役兼常務執行役員グループ営業部門統括及び戦略部門統括を経て、当社代表取締役社長に就任。グループ全般の経営管理及び経営戦略策定に関する実績と経営者としての豊富な経験を有していることから、取締役候補者といいたしました。	17,300株
2	再任 もり した たかし 森 下 貴 (1958年9月16日)	1981年4月 日本カーリット(株)入社 2013年10月 当社執行役員経営戦略室長 2015年4月 当社執行役員 (株)シリコンテクノロジー代表取締役社長 2017年6月 当社取締役兼執行役員経営戦略室担当 (株)シリコンテクノロジー代表取締役社長 2018年4月 当社取締役兼常務執行役員グループ戦略部門統括 2019年4月 当社取締役兼常務執行役員グループ営業部門統括 2020年4月 日本カーリット(株)代表取締役社長（現） 2020年6月 当社取締役兼常務執行役員経営戦略室、海外・新事業開発室、広報部担当 2021年4月 当社取締役兼常務執行役員経営戦略室、新事業戦略室、広報・ESG推進室担当（現） （取締役候補者とした理由） 当社執行役員経営戦略室長、日本カーリット(株)代表取締役社長を経て当社取締役兼常務執行役員経営戦略室、新事業戦略室、広報・ESG推進室担当に就任。グループ全般の経営管理に関する実績と経営者としての豊富な経験を有していることから、取締役候補者といいたしました。	11,600株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所 有 す る 当社株式数
3	再 任 おか もと ひで お 岡 本 英 夫 (1961年7月15日)	1985年 4 月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行 2006年 8 月 ㈱みずほフィナンシャルグループ グループ戦 略部次長 2012年 4 月 みずほ信託銀行㈱法務室長 2013年10月 当社法務部長兼内部監査室長 2016年 6 月 当社執行役員法務・コンプライアンス部長 2019年 6 月 当社取締役兼執行役員グループ管理部門統括 法務・コンプライアンス部長 2020年 6 月 当社取締役兼執行役員財務部、ITシステム推進 部、法務・コンプライアンス部担当、法務・コ ンプライアンス部長（現） (取締役候補者とした理由) ㈱みずほ銀行での海外業務経験および企業法務に関する豊富な実績を有し、 2013年より当社法務、コンプライアンス、内部監査に携わり、現在は当社取 締役兼執行役員財務部、ITシステム推進部、法務・コンプライアンス部担当、 法務・コンプライアンス部長に就任。経営管理・財務・経理に関する経験と 実績を有することから、取締役候補者といいました。	4,400株
4	再 任 さか た てい じ 坂 田 貞 二 (1960年1月11日)	1988年 4 月 日本カーリット㈱入社 2005年 7 月 化薬事業本部化薬部上級次長 2012年 6 月 ジェーシーボトリング㈱取締役営業本部長 2015年 6 月 ジェーシーボトリング㈱常務取締役営業本部長 2017年 4 月 日本カーリット㈱取締役営業本部長 2018年 4 月 当社執行役員 日本カーリット㈱代表取締役社長 2019年 4 月 当社執行役員グループ生産部門統括 日本カーリット㈱代表取締役社長 2019年 6 月 当社取締役兼執行役員グループ生産部門統括 日本カーリット㈱代表取締役社長 2020年 4 月 ジェーシーボトリング㈱代表取締役社長（現） 2020年 6 月 当社取締役兼執行役員（現） (取締役候補者とした理由) 日本カーリット㈱代表取締役社長を経て、ジェーシーボトリング㈱代表取締 役社長に就任。グループ全般の経営管理に関する実績と経営者としての豊富 な実績を有していることから、取締役候補者といいました。	7,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式数
5	再任 さわむらふみたか 澤村文孝 (1955年2月21日)	1980年4月 富士商事(株)入社 1996年4月 富士商事(株)専務取締役滋賀営業所所長 2015年6月 富士商事(株)取締役副社長 2017年6月 富士商事(株)代表取締役社長 2019年4月 当社執行役員 富士商事(株)代表取締役社長 2020年6月 当社取締役兼執行役員（現） 2020年11月 並田機工(株)代表取締役社長（現） (取締役候補者とした理由) 富士商事(株)代表取締役社長を経て、並田機工(株)代表取締役社長に就任。経営管理に関する実績と経営者としての豊富な実績を有していることから、取締役候補者いたしました。	2,400株
6	再任 やちとしふみ 谷内俊文 (1961年6月5日)	1985年4月 (株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行 2011年1月 (株)みずほ銀行京都中央支店支店長 2014年5月 当社人事部長 2017年1月 当社経営戦略室長 2018年4月 (株)エスディーネットワーク代表取締役社長 2019年4月 当社執行役員人事部長兼秘書室長 2020年6月 当社取締役兼執行役員人事部、総務部、秘書室 担当人事部長兼秘書室長 2021年4月 当社取締役兼執行役員人事部、総務部、秘書室 担当、秘書室長（現） 三協実業(株)代表取締役社長（現） (取締役候補者とした理由) 当社経営戦略室長、(株)エスディーネットワーク代表取締役社長、当社執行役員人事部長兼秘書室長を経て、当社取締役兼執行役員人事部、総務部、秘書室担当、秘書室長に就任。人事管理部門およびグループ全般の経営に関する豊富な知識と経験を有していることから、取締役候補者いたしました。	3,300株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所 有 す る 当社株式数
7	再 任 社 外 おお むら ふ み え 大 村 扶美枝 (1958年7月13日)	1994年 4 月 ブレークモア法律事務所入所 1996年 9 月 坂井秀行法律事務所入所 2006年 6 月 新堂・松村法律事務所（現） （前 市ヶ谷国際法律事務所） 2015年 6 月 当社社外取締役（現） 2019年 9 月 リバーホールディングス(株)社外監査役（現） (重要な兼職の状況) リバーホールディングス(株)社外監査役 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社のコーポレートガバナンス強化に活かしていただくため社外取締役候補者といいたしました。同氏が選任された場合には、ガバナンス委員として、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の決定方針について、独立した立場から関与していただく予定です。	—
8	再 任 社 外 やま もと かず お 山 本 和 夫 (1948年3月11日)	1971年 4 月 監査法人池田昇一事務所（現EY新日本有限責任 監査法人）入所 2010年 7 月 公認会計士・税理士山本和夫会計事務所所長 （現） 2012年 6 月 (株)ピーシーデポコーポレーション社外監査役 2014年 9 月 (株)ラクト・ジャパン社外監査役 2016年 6 月 当社社外取締役（現） (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識と他社の社外監査役としての経験を有していることから社外取締役候補者といいたしました。同氏が選任された場合には、ガバナンス委員として、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の決定方針について、独立した立場から関与していただく予定です。	—

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
9	再任 社外 しん ぼ せい いち 新 保 誠 一 (1951年4月9日)	1975年 4 月 東京海上火災保険㈱入社 2000年 4 月 経営企画部長 2003年 6 月 東京自動車本部自動車営業第三部長 2004年 6 月 執行役員 2006年10月 東京海上日動火災保険㈱ 常務執行役員 2009年 7 月 損害保険契約者保護機構専務理事 2013年 6 月 東京応化工業㈱社外監査役 2015年 6 月 伊藤忠エネクス㈱社外取締役 2018年 6 月 当社社外取締役（現） （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 東京海上日動火災保険㈱常務執行役員を経て、数社において社外取締役・社外監査役を歴任。経営全般に関する豊富な経験を有していることから社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合には、ガバナンス委員として、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の決定方針について、独立した立場から関与していただく予定です。	4,900株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大村扶美枝氏、山本和夫氏ならびに新保誠一氏は社外取締役候補者であります。当社は、3氏を東京証券取引所の定める独立役員として届出ており、再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。
3. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、取締役（業務執行取締役を除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者である大村扶美枝氏、山本和夫氏ならびに新保誠一氏が選任された場合、3氏との間で同契約を継続する予定です。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役として、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の、株主または第三者に対する法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約によって補償することとしており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 大村扶美枝氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
6. 山本和夫氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
7. 新保誠一氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。本議案では、新任の監査役1名を含めた4名の監査役の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式数
1	新任 社外 の ざわ かつ のり 野 沢 勝 則 (1958年8月13日)	1982年 4 月 (株)富士銀行（現(株)みずほ銀行） 入行 2003年11月 (株)みずほコーポレート銀行（現(株)みずほ銀行） 審査第一部審査役 2007年 5 月 レパレッジドファイナンス営業部長 2011年 4 月 みずほ証券(株)常務執行役員 2017年 4 月 みずほキャピタルパートナーズ(株) (現MCP パートナーズ(株)) 副社長 2017年11月 みずほキャピタルパートナーズ(株) (現MCP パートナーズ(株)) 代表取締役社長 (社外監査役候補者とした理由) みずほ証券(株)常務執行役員を経て、みずほキャピタルパートナーズ(株) (現MCP パートナーズ(株)) 代表取締役社長に就任。経営全般に関する豊富な知見を有 することから社外監査役候補者としたしました。	—
2	再任 社外 まつ お のり お 松 尾 典 男 (1954年12月8日)	1978年 4 月 安田信託銀行(株)（現みずほ信託銀行(株)） 入行 2006年 6 月 みずほ信託銀行(株)執行役員業務統括部長 2007年 4 月 みずほ信託銀行(株)執行役員名古屋支店長 2009年 4 月 平成ビルディング(株)専務執行役員 2009年10月 平成ビルディング(株)専務取締役 2018年 6 月 セントラル総合開発(株)社外監査役（現） 2019年 6 月 当社社外監査役（現） (重要な兼職の状況) セントラル総合開発(株)社外監査役 (社外監査役候補者とした理由) みずほ信託銀行(株)執行役員業務統括部長を経て、平成ビルディング(株)専務取 締役に就任。経営全般ならびに監査役としての知見を有することから社外監 査役候補者としたしました。	1,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式数
3	再任 あお き あき のり 青 木 章 哲 (1956年1月26日)	1978年 4 月 日本カーリット(株)入社 2009年 6 月 執行役員 第一薬品興業(株)代表取締役社長 2013年10月 当社執行役員 (株)ジャベックス取締役副社長 2017年 6 月 当社監査役（現） 日本カーリット(株)監査役 2019年 6 月 日本カーリット(株)常任監査役（現） (監査役候補者とした理由) 第一薬品興業(株)代表取締役社長、(株)ジャベックス取締役副社長を経て、当社監査役に就任。経営全般に関する豊富な知識を有することから監査役候補者といたしました。	8,600株
4	再任 いわ い つね みち 岩 井 常 道 (1956年10月21日)	1980年 4 月 日本カーリット(株)入社 2006年 4 月 日本カーリット(株)管理部経営企画グループ部長 2011年10月 日本カーリット(株)総務部長兼人事部長兼秘書室長 2013年 4 月 日本カーリット(株)資材部長 2016年 6 月 富士商事(株)取締役 2020年 6 月 当社監査役（現） 日本カーリット(株)監査役（現） (監査役候補者とした理由) 日本カーリット(株)管理部経営企画グループ部長を経て、富士商事(株)取締役に就任。経営全般に関する豊富な知識を有することから監査役候補者といたしました。	2,800株

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 野沢勝則氏は社外監査役候補者であります。選任され就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出をする予定です。
3. 松尾典男氏は社外監査役候補者であります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届けており、再任され就任した場合、独立役員の届出を継続する予定です。
4. 当社は、監査役として有能な人材を迎えることができるよう、監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、野沢勝則氏が選任され就任した場合は新たに契約を締結し、松尾典男氏、青木章哲氏ならびに岩井常道氏の3氏が再任され就任した場合は3氏の契約を継続する予定です。なお、その契約内容の概要は次の通りです。
- ・監査役として、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の、株主または第三者に対する法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約によって補償することとしており、各候補者が監査役に選任され就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 松尾典男氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

取締役候補者、監査役及び執行役員の専門性と経験（スキルマトリックス）

- ・取締役候補者の専門性と経験は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	企業 経営	財務・会計	製造・研究 開発	法務・リスク マネジメント・ ガバナンス	企画・ マーケティング	グローバル 経験
代表取締役社長	金子 洋文	○		○	○	○	○
取締役兼 常務執行役員	森下 貴	○		○		○	
取締役兼 執行役員	岡本 英夫		○		○		○
取締役兼 執行役員	坂田 貞二	○				○	
取締役兼 執行役員	澤村 文孝	○		○		○	
取締役兼 執行役員	谷内 俊文	○	○			○	
取締役（社外）	大村 扶美枝				○		○
取締役（社外）	山本 和夫		○		○		
取締役（社外）	新保 誠一	○			○	○	

- ・監査役及び取締役を兼務しない執行役員の専門性と経験は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	企業 経営	財務・会計	製造・研究 開発	法務・リスク マネジメント・ ガバナンス	企画・ マーケティング	グローバル 経験
監査役（社外）	野沢 勝則	○	○		○	○	○
監査役（社外）	松尾 典男				○	○	
監査役	青木 章哲		○	○		○	
監査役	岩井 常道					○	
執行役員	青山 強	○		○		○	
執行役員	高橋 茂信			○			

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2015年6月26日開催の第2回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」という。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、取締役に対する業績連動型株式報酬の1事業年度当たりのポイント数の上限を設定することその他所要の変更を行うことにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、会社法改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としていることに加え、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針にも沿う内容であることに鑑み、本議案の内容は相当であるものと考えております。

具体的には、2015年6月26日開催の第2回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の上限として1事業年度60百万円を限度とご承認をいただいておりますが、今回新たに1事業年度の実績に対して付与するポイント数の上限として120,000ポイントを追加で設定するものであります。取締役が付与されるポイントは、株式給付に際し1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。（ただし、本議案に承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）

本議案は、2019年6月27日開催の第6回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額300百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、事業報告26ページ「4. 会社役員に関する事項（4）取締役および監査役の報酬等」をご参照ください。

なお、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策の立案・実施に当たり、従業員とその家族、お取引先の皆さま、地域社会等のステークホルダーの安全を最優先としております。その上で、政府の方針や行動計画等に則り対応方針を決定し、社会活動等の維持に向け感染リスク軽減策を講じ、適切な事業継続を図っております。

上記に基づき、社長の指揮下とする危機対策本部を設置し、従業員の感染リスクの軽減ならびに感染拡大の防止に向けた施策を迅速に決定しております。社内の周知と実行の徹底に向け決定した内容は都度全従業員に発信し、適宜当社ホームページ上に掲出しております。

新型コロナウイルス感染症拡大による売上高の減少、また一方で運送費・出張費等の費用減少による販管費の減少等の結果、当連結会計年度において、以下の通りとなりました。

なお、前連結会計年度においては、特別利益として5億5千5百万円、特別損失として12億3千8百万円を計上しました。

当連結会計年度の連結売上高は455億3千7百万円（前期比 42億8百万円減、同8.5%減）となりました。連結営業利益は15億7千4百万円（前期比 2千4百万円減、同1.5%減）、連結経常利益は17億7千万円（前期比 3千8百万円増、同2.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億3千1百万円（前期比 5億4千万円増、同78.3%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、経営成績の実態をよりの確に把握することを目的として、当社グループの事業内容の類似性および関連性に基づいて報告セグメント区分の見直しを行いました。

従来「その他」に属していた事業のうち、持株会社であるカーリットホールディングス株式会社のみを「その他」として、カーリット産業株式会社（化学・プラント設備・建築物等のエンジニアリングおよび工事管理）、富士商事株式会社（工業用塗料販売・塗装工事）、株式会社総合設計（上下水道・排水処理施設等の設計・監理）およびその子会社である株式会社エスディーネットワーク（建築の設計・監理・コンサルタント）を「エンジニアリングサービス」に移管しております。

なお、前期のセグメント情報につきましては、変更後の区分に組み替えて作成しております。主な売上高の増減の状況は以下の通りです。

「化学品事業部門」

化薬分野においては、自動車用緊急保安炎筒は、新車向けについては、上期は新車販売台数が低調に推移し、下期に入り順調に回復したものの、半導体不足による自動車の減産の影響を受け通期で減販となりました。車検交換向けは、上期は車検期限の延長措置により減販、下期は回復に加え、豪雨災害対策と安全意識向上によるガラス破壊具付の増販により、通期では横ばいとなりました。高速道路用信号焰管は、上期は交通量の減少に伴い減販、下期は東日本地域の豪雪により増販となり、通期では横ばいとなりました。

受託評価分野においては、上期は顧客の出張自粛・開発スケジュール遅延により減販となったものの、下期はリモート試験サービスの導入により回復しました。

化成品分野においては、殺菌・消臭用途での亜塩素酸ナトリウムは増販、紙需要の減少によりパルプ漂白用の塩素酸ナトリウムは減販、ロケットの打ち上げ本数減少により過塩素酸アンモニウムは減販となりました。

電子材料分野においては、オフィス向け複合機・プリンター等の需要減少により機能材料関連製品は減販、5G関連・パソコンの需要増加により電子材料関連製品は増販となりました。

セラミック材料分野は、鉄鋼・国内自動車メーカーの減産により減販となりました。

その他では、ポリスチレン需要の減少による合成樹脂原料の減販などがありました。

これらの結果、当事業部門全体の売上高は190億8千3百万円（前期比 29億4千3百万円減、同13.4%減）、営業利益は7億4千4百万円（前期比 1億1千4百万円減、同13.4%減）となりました。

「ボトリング事業部門」

ボトリング事業部門においては、通期にわたる外出・出張自粛の継続による駅・自販機・コンビニ向け缶・ペットボトル飲料の販売低迷の影響を受け減販となりました。

これらの結果、当事業部門全体の売上高は165億8千1百万円（前期比 10億9百万円減、同5.7%減）、営業利益は7千7百万円（前期比 1億1千9百万円減、同60.6%減）となりました。

「産業用部材事業部門」

シリコンウェーハは、パソコン・通信機器の需要増加を始めとする半導体市場の活況により増販、耐熱耐火物は、鉄鋼高炉向け需要の減少、高炉設備の工事延期により減販、ばね・座金製品は、上期は自動車・建機の販売低迷により減販、下期は回復したものの通期では減販となりました。

これらの結果、当事業部門全体の売上高は77億3千万円（前期比 2億7千4百万円減、同3.4%減）、営業利益は2億3千万円（前期は4千万円の営業損失）となりました。

「エンジニアリングサービス事業部門」

エンジニアリングは、前期にあった大型プラントの受注が無く減販、塗料販売・塗装工事は、塗料の増販、新規塗装品の獲得により増販、構造設計は、上下水道施設向け耐震診断業務等の受注堅調を維持し横ばいとなりました。

これらの結果、当事業部門全体の売上高は27億5千4百万円（前期比 3億2千9百万円減、同10.7%減）、営業利益は3億9千万円（前期比 1億1百万円減、同20.6%減）となりました。

事業セグメント別売上高

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
化 学 品 事 業 部 門	22,027	43.4	19,083	41.3
ボ ト リ ン グ 事 業 部 門	17,591	34.7	16,581	35.9
産 業 用 部 材 事 業 部 門	8,005	15.8	7,730	16.8
エンジニアリングサービス事業部門	3,084	6.1	2,754	6.0
計	50,708	100.0	46,151	100
そ の 他 ・ 消 去	△963	—	△613	—
合 計	49,745	—	45,537	—

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資等の総額は14億2千1百万円であります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

ボトリング事業部門

ジェーシーボトリング(株) 生産ライン設備更新工事

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設・拡充

化学品事業部門

日本カーリット(株)

推進薬研究施設増強

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の設備資金、その他の所要資金については、自己資金および金融機関からの借入により調達いたしました。なお、連結有利子負債残高は78億9千6百万円となり前期比16億7千万円の減少となりました。

(4) 対処すべき課題

1. 会社の経営の基本方針

《経営理念》 信頼と限りなき挑戦

2018年に創業100周年を迎え、創業者である浅野総一郎の理念を踏まえ、当社の、現代の存在意義と将来に向けた夢のある発展を追い求めるため、2013年の持株会社体制への移行を機にグループ経営理念を掲げました。

当社グループは、社会と人々に貢献することが使命と考えます。そのためには「継続ある事業基盤の確立」と「不朽なる技術の進展」は不可欠であります。ステークホルダーからの信頼確保を第一に、研究開発体制の整備、M&Aや海外進出を含む新規事業への積極的な展開を図りながら、新製品の開発と新規事業の開拓を行ってまいります。

社員一同、世界に信頼される「カーリットグループ」となるよう、飽くなき挑戦を日々積み重ねてまいります。

2. 中長期の経営戦略

当社グループは、2019年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画「ワクワク21」を策定し、今年度はその最終年度に当たります。

基本テーマとして、「利益指向で事業の足場固めを積み重ね、新たな取り組みに向けて経営資源を投入する」ことを掲げ、付加価値の高い製品やサービスを創出し、新たな事業領域を切り拓いていくための諸施策を遂行しております。

グループ経営理念である「信頼と限りなき挑戦」の下、少子高齢化やAI・IoT、SDGs等の社会課題と向き合い、研究開発、新規事業、M&A、海外事業等への取り組みをより積極的に行い、既存・周辺事業についても基盤強化を図っております。

策定時の数値目標につきましては、米中貿易摩擦による当初想定との相違、新型コロナウイルス感染症の影響、新製品の立ち上げの遅れ・計画変更等により大きな乖離が発生しており、2022年3月期の連結業績予想を以下の通りとしております。

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
第2四半期 (累計)	14,500	500	550	350
通期	31,000	1,800	1,900	1,300

(注) 2022年3月期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用するため、当該会計基準等を適用した数値を記載しております。

定性面においては、数ある社会的に影響のある項目について、ステークホルダーにとっての重要性、自社にとっての重要性、環境・社会にとっての重要性という3つの視点から以下の4つのマテリアリティ（重要課題）を特定しました。

- ・安心・安全で生き活きとした職場環境づくり
- ・信頼性・透明性・収益性のある経営基盤の強化
- ・地域社会との共生
- ・豊かな社会創造への貢献

「社会が何を求めているか」、「社会の成長にどう寄与するか」といった諸課題を、当社グループが「モノづくり」という事業活動を通じて解決し、「社会」と「会社」の持続性ある相互成長の関係を築き上げるよう努めてまいります。

今後は、「ESG」と「利益ある成長」の具現化を踏まえた次期中期経営計画の策定を進めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第5期 2018年3月期	第6期 2019年3月期	第7期 2020年3月期	第8期 当連結会計年度 2021年3月期
売 上 高 (百万円)	51,785	54,049	49,745	45,537
経 常 利 益 (百万円)	2,176	2,551	1,732	1,770
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,506	1,579	690	1,231
1株当たり当期純利益 (円)	63.65	66.70	29.14	51.82
総 資 産 (百万円)	54,208	53,712	48,924	50,953
純 資 産 (百万円)	25,688	26,752	26,209	28,977
1株当たり純資産額 (円)	1,085.11	1,130.06	1,106.00	1,218.73

(6) 重要な親会社および子会社の状況（2021年3月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
日 本 カ ー リ ッ ト (株)	1,204百万円	100%	化薬・化学品・電子材料品・研削材・煙火用材料等の製造・販売、危険性評価試験および電池試験の請負
(株)シリコンテクノロジー	450百万円	100%	半導体用単結晶シリコンおよび半導体用シリコンウェーハの製造・販売
ジェーシーボトリング(株)	400百万円	100%	清涼飲料水のボトリング加工・販売
富 士 商 事 (株)	12百万円	100%	工業用塗料販売および塗装工事
並 田 機 工 (株)	33百万円	100%	各種耐熱耐火物等の製造・販売
(株)総合設計	10百万円	100%	建築物、工作物、上下水・排水処理施設等の設計および監理
東 洋 発 條 工 業 (株)	40百万円	100%	自動車および建設機械向け各種スプリングの製造・販売
三 協 実 業 (株)	30百万円	100%	合 成 樹 脂 原 料 の 販 売

(注) 当社の連結子会社は16社、持分法適用会社は1社であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
日 本 カ ー リ ッ ト (株)	東京都中央区京橋一丁目17番10号	11,666百万円	37,982百万円

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

事業セグメント	主な事業内容
化 学 品 事 業 部 門	<化薬分野> 産業用爆薬、自動車用緊急保安炎筒、信号焰管、煙火用材料の製造・販売 <受託評価分野> 危険性評価試験、電池試験 <化成品分野> 塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウム、亜塩素酸ナトリウム、農薬、電極、過塩素酸、合成樹脂原料の製造・販売 <電子材料分野> 有機導電材料、光機能材料、イオン導電材料の製造・販売 <セラミック材料分野> 研削材の製造・販売
ボ ト リ ン グ 事 業 部 門	清涼飲料水のボトリング加工・販売
産 業 用 部 材 事 業 部 門	半導体用シリコンウェーハ、各種耐熱耐火物、スプリングの製造・販売
エンジニアリングサービス事業部門	工業用塗料販売・塗装工事、上下水道・排水処理施設・建築の設計・監理

(8) 主要な営業所および工場（2021年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社	東京都中央区
R＆Dセンター	群馬県渋川市

② 子会社の主要な事業所および工場

日本カーリット(株)	本社 群馬工場 赤城工場 滋賀事業所	東京都中央区 群馬県渋川市 群馬県渋川市 滋賀県犬上郡
(株)シリコンテクノロジー	本社 信濃工場	東京都中央区 長野県佐久市
ジェーシーボトリング(株)	本社 渋川工場	東京都中央区 群馬県渋川市
富士商事(株)	本社 滋賀工場	大阪府大阪市 滋賀県犬上郡
並田機工(株)	本社・本社工場 東京営業所	大阪府大阪市 東京都中央区
(株)総合設計		東京都港区
東洋発條工業(株)	本社 石岡工場 柏原工場	東京都中央区 茨城県小美玉市 茨城県石岡市
三協実業(株)	本社	東京都中央区

(9) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末増減
化学品事業部門	325名	2名減
ボトリング事業部門	143名	4名増
産業用部材事業部門	351名	29名減
エンジニアリングサービス事業部門	159名	1名増
その他の	94名	7名増
合計	1,072名	19名減

（注）従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
(株) 群馬銀行	1,479百万円
(株) みずほ銀行	1,427百万円
(株) りそな銀行	921百万円
みずほ信託銀行(株)	711百万円

(11) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(14) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,957,784株（自己株式 92,216株を除く）
- (3) 株 主 数 29,938名
- (4) 大株主

株 主 名	所有株式数（千株）	持株比率（％）
みずほ信託銀行(株)退職給付信託 丸紅口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	1,997	8.3
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	1,279	5.3
日 油 (株)	915	3.8
みずほ信託銀行(株)退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	913	3.8
明 治 安 田 生 命 保 険 (相)	700	2.9
長 瀬 産 業 (株)	700	2.9
(株) 大 阪 ソ ー ダ	618	2.5
芙 蓉 総 合 リ ー ス (株)	522	2.1
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	519	2.1
関 東 電 化 工 業 (株)	464	1.9

- (注) 1. 持株比率は自己株式92,216株を控除して計算しております。
2. みずほ信託銀行(株)退職給付信託 丸紅口の所有株式は、丸紅(株)が退職給付信託として拠出したものであります。
3. みずほ信託銀行(株)退職給付信託 みずほ銀行口の所有株式は、(株)みずほ銀行が退職給付信託として拠出したものであります。
4. 自己株式には、取締役に対する業績連動型株式報酬制度の運用のために(株)日本カストディ銀行（信託E口）が保有している181,100株を含んでおりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株式数（千株）	交付対象者数（人）
取 締 役 （ 社 外 取 締 役 を 除 く ）	78	2
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

- (注) 1. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式であります。
2. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告26ページ「4. 会社役員に関する事項（4）取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	金子洋文	R&Dセンター、内部監査室担当
取締役	森下 貴	常務執行役員、経営戦略室、海外・新事業開発室、広報部担当、日本カーリット㈱代表取締役社長
取締役	岡本英夫	執行役員、財務部、ITシステム推進部、法務・コンプライアンス部担当、法務・コンプライアンス部長
取締役	坂田 貞二	執行役員、ジェーシーボトリング㈱代表取締役社長
取締役	澤村 文孝	執行役員、並田機工㈱代表取締役社長
取締役	谷内 俊文	執行役員、人事部、総務部、秘書室担当、人事部長兼秘書室長
取締役	大村 扶美枝	リバーホールディングス㈱社外監査役
取締役	山本 和夫	
取締役	新保 誠一	
常勤監査役	森田 庸夫	日本カーリット㈱監査役
監査役	松尾 典男	セントラル総合開発㈱社外監査役
監査役	青木 章哲	日本カーリット㈱常任監査役
監査役	岩井 常道	日本カーリット㈱監査役

- (注) 1. 取締役大村扶美枝氏、取締役山本和夫氏および取締役新保誠一氏の3氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役森田庸夫氏ならびに監査役松尾典男氏の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役大村扶美枝氏、取締役山本和夫氏、取締役新保誠一氏、常勤監査役森田庸夫氏および監査役松尾典男氏の5氏は東京証券取引所に対し独立役員として届出ております。
4. 取締役出口和男氏、取締役廣橋賢一氏の両氏は2020年6月26日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
5. 監査役六本木英次氏は2020年6月26日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。
6. 2021年4月1日付で、取締役谷内俊文氏は当社連結子会社である三協実業株式会社の代表取締役社長に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役は、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社等の会社法上の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。会社の役員として行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、これによって役員が被る被害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、下記の通り取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会にて決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめその内容についてガバナンス委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、ガバナンス委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

I. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

Ⅱ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、各取締役の職務の評価も加味して決定するものとしております。各取締役の職務の評価に関しては、代表取締役が各取締役の職務の状況を評価し、ガバナンス委員会に諮問し、取締役会が答申結果を受けて審議決定します。

Ⅲ. 賞与の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

賞与は、当社の取締役の報酬と業績および株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬制度としております。業績連動型株式報酬等の総額について1事業年度60百万円を限度としております。取締役（社外取締役を除く）に対し、連結経常利益を業績基準とし、当社が定めた役員株式給付規定に基づき達成度合いに応じて定められたポイントを付与します。連結経常利益を指標とする理由としては、営業活動を表す営業利益に財務活動による損益が加減されたものであり、経営活動全般の利益を表すものであるため、数値指標として採用します。一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付し、給付を受ける時期は原則として取締役の退任時とします。給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により、取引市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

a. 支給対象

取締役（社外取締役を除く）

b. 業績連動給与として支給する財産

当社普通株式および金銭

c. 株式報酬の支給額等の算定方法

下記算定方式により付与ポイントを計算し、毎年の定時株主総会終了日に受給予定者にポイントを付与します。

付与ポイント数＝配分原資（別表1）×（別表2に定める各受給予定者のポイント付与割合÷ポイント付与合計）÷信託が本株式を取得したときの株価（1ポイント未満は切り捨て）

（別表1）配分原資

業績基準	配分原資
連結経常利益25億円以上	連結経常利益の1.2% （上限60百万円）
連結経常利益25億円未満	連結経常利益の1.5% （上限30百万円）
連結経常利益10億円未満 あるいは10億円以上であっても連結純利益5億円未満	支給せず

（注）1. 連結経常利益、配分原資は百万円未満切捨て。

2. 相応の理由がある場合には、取締役会決議によりポイントを付与しない場合がある。

(別表2) ポイント付与割合

役位	ポイント付与割合
取締役会長	7
取締役社長	7
取締役副社長	6
取締役専務	5
取締役常務	4
取締役	1

(注) ポイント割合に応じて割り振られる金額は1万円未満切捨て

上記の計算式により付与された毎年のポイントの累計数を基礎として、以下の算式により計算される株式数を給付される権利を当該受給予定者の退任時に取得します。なお、給付株式数に単元未満株の株数が生じる場合、当該株数相当の金銭を給付します。また、受給予定者が死亡した場合には、当該株数に受給予定者の死亡した日の株式市場における終値または気配値を乗じた金額に相当する金銭を当該取締役の遺族に給付します。

給付株式数＝累計ポイント×1.0

Ⅳ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、ガバナンス委員会において検討を行います。取締役会はガバナンス委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

なお、Ⅰ.において記載の通り、業務執行取締役の報酬については、固定報酬としての基本報酬、賞与により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。業務執行取締役については、固定報酬としての基本報酬に加えて、業績連動型株式報酬として、Ⅲ.において記載の通り、各事業年度の業績に応じてポイントを付与し、原則各取締役の退任時にポイントの累計数に応じた株式数を賞与として支給します。従って、業務執行取締役の報酬等の額に対する割合は、業績連動型株式報酬によって付与されるポイントに応じて変動することがあります。

Ⅴ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の取締役の報酬額については、透明性・客観性を高めるためガバナンス委員会に諮問し、取締役会が答申結果を受けて審議決定します。業績連動型株式報酬制度については、上記Ⅲ.の記載内容に従ってポイントを計算し、取締役会にて決議します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業務連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	145 (うち社外 21)	145 (うち社外 21)	—	—	11 (うち社外 3)
監査役	35 (うち社外 22)	35 (うち社外 22)	—	—	5 (うち社外 2)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2019年6月27日開催の第6回定時株主総会において年額300百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は2014年6月27日開催の第1回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記には2020年6月26日開催の第7回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名ならびに辞任した監査役1名を含んでおります。
4. 当事業年度に係る取締役に対する業績連動型株式報酬については、取締役会において支給しないことを決議したため、上記金額には含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係該当事項はございません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
 社外取締役大村扶美枝氏は、リバーホールディングス(株)社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社の間には、特別な利害関係はありません。
 社外監査役松尾典男氏は、セントラル総合開発(株)社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社の間には、特別な利害関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 の 状 況 お よ び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
大 村 扶 美 枝	社 外 取 締 役	当期において開催された全18回のうち、書面決議6回を除く12回すべてに出席し、弁護士としての専門的な知識・経験等に基づいて積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、ガバナンス委員会の委員長として、当期において開催されたガバナンス委員会9回すべてに出席し、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の方針の決定過程における監督機能を担っております。
山 本 和 夫	社 外 取 締 役	当期において開催された全18回のうち、書面決議6回を除く12回中11回に出席し、公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づいて積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、ガバナンス委員会の委員として、当期において開催されたガバナンス委員会9回すべてに出席し、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の方針の決定過程における監督機能を担っております。
新 保 誠 一	社 外 取 締 役	当期において開催された全18回のうち、書面決議6回を除く12回すべてに出席し、数社において社外役員を歴任した経験に基づいて積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、ガバナンス委員会の委員として、当期において開催されたガバナンス委員会9回すべてに出席し、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の方針の決定過程における監督機能を担っております。
森 田 庸 夫	社 外 監 査 役	当期において開催された全18回のうち、書面決議6回を除く12回すべて、監査役会20回すべてに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から発言を行っております。
松 尾 典 男	社 外 監 査 役	当期において開催された全18回のうち、書面決議6回を除く12回すべて、監査役会20回すべてに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬	27百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、報酬の算定根拠、監査計画の内容などが適切であるかをどうかについて必要な検証をした結果、会計監査人の報酬等につき同意を行っております。
3. 会計監査人の報酬の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が、2百万円あります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、また、当該会計監査人がその職務を継続することの適格性につき疑義が生じたと判断される場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要あるときは株主総会の付議議案とすることを含め、適切な手続きを取る方針です。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

当社取締役会は「内部統制システムに関する基本方針」を下記のとおり決議し、運用しております。

(1) 取締役および使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは取締役、使用人が遵守すべき規範として「グループ・コンプライアンス憲章」を制定し、企業活動のあらゆる場面において法令・社内規程・そのほか社会規範等を遵守すべきことを定めております。「グループ・コンプライアンス憲章」の定めに基づき、当社グループのコンプライアンス管理を行なうにあたっての体制・管理方法など基本的な事項を「グループ・コンプライアンス管理規程」に定め、これによりコンプライアンスに関する教育・啓発の推進、「グループ・コンプライアンスマニュアル」の制改定、コンプライアンスの遵守状況のチェック、および内部通報制度の適切な運用が行なわれることとなっております。
- ② 取締役会は、法令、定款、取締役会規程の定めにより、毎月1回の定時取締役会のほか、必要あるときは臨時取締役会を開催し、経営およびコンプライアンスに関する重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督します。
- ③ 監査役は監査を実施するほか、取締役会に出席して必要ある場合は意見を述べるなど取締役の業務執行を監査します。また、常勤監査役は取締役会のみならずグループ経営戦略会議、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席して取締役の業務執行を監査しております。
- ④ コンプライアンス委員会は、当社法務・コンプライアンス部を事務局として、コンプライアンスに関する事項を審議し、当社グループにおけるコンプライアンスの推進を図ります。
- ⑤ 当社内部監査室は、当社グループの運用状況について定期的に監査を実施し、監査対象部門に対する問題点の指摘を行ない、業務改善の指示を発します。
- ⑥ 当社グループは、独立役員に期待される役割を果たすことが出来ると判断した社外取締役および社外監査役を独立役員として指定します。

(2) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループは財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを整備し、継続的に運用の状況の評価を行ない業務の不断の改善に努めます。
- ② 当社グループは、財務報告の基本方針を定めます。
- ③ 当社の内部監査室がグループ各社の監査を実施します。

(3) 取締役の業務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は「グループ情報管理規程」を制定し、グループ会社の情報の適切な保護と利用について基本方針を定めております。

- ② 当社グループは法令、社内規程の定めにより取締役の業務執行に係る文書等の保存および管理を適切に行ないます。
- ③ 当社グループはパソコン、データ、ネットワーク等の各種情報インフラに対して内外からの脅威が発生しないように適切な保護対策を実施します。

(4) 取締役の業務の執行が効率的に行なわれていることを確保するための体制

- ① 当社グループは取締役の意思決定に基づき経営環境の急激な変化に対応して業務を効率的に執行するため、取締役の任期を1年とするとともに執行役員制度を導入します。
- ② 経営に関する重要な事項に関して審議するほか迅速な業務執行を行なうために全取締役、全執行役員および常勤監査役が出席するグループ経営戦略会議を原則毎月開催します。
- ③ 当社グループは長期的な経営目標・基本姿勢等を経営方針とし、中期経営計画に基づいた中期経営方針を、また当社の経営環境・経営状況を考慮して単年度における年度経営方針および年度経営予算をグループ経営戦略会議の審議を経て取締役会で決定します。

(5) 当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制

- ① 当社グループ各社については、経営の自主性を尊重しつつ当社から取締役、監査役を立て事業の統括的な管理ならびに会計の状況を定常的に監督するとともに、監査役とグループ各社の監査役とは十分な連携をとりながら適切な情報交換を行ないます。
- ② グループ各社の経営予算および経営方針の進捗状況等については、原則毎月開催される当社グループ経営戦略会議に当社グループ各社の社長が出席し、グループ各社の経営予算および経営方針の進捗状況等について報告・検討を行ない、グループ一体となった業務の適正性と効率性の確保に努めます。
- ③ 当社の内部監査室がグループ各社の監査を実施します。

(6) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社は「グループ危機管理規程」を制定し、事業活動を行なう過程での万が一の不測の事態に適切に対応することにより、当社グループの組織運営の安定と予想される損失を可能な限り抑える体制を構築します。
- ② 業務執行に関わるリスクについては当社の各部門およびグループ各社においてリスクの分析、対応策の検討を行ないます。

労働安全衛生に関するリスクについては「グループリスクアセスメントガイドライン」を制定し、グループ内でのリスクアセスメントを統一的かつ効果的に運用することにより、労働災害の未然防止を図ります。

また、法務リスクについては「グループ法務リスク管理規程」を定め、当社法務・コンプライアンス部が当社グループの法務リスクを管理することとしております。

- ③ 新規事業進出や大きな投資案件などについては、当社の稟議審査会、グループ経営戦略会議、取締役会での審議を経て決定がなされます。

(7) 監査役がその業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役会がその業務を補助するために監査役選任補助者を求めた場合は、当該使用人を配置します。配置に当たっての人選は取締役と協議のうえ決定します。
- ② 監査役選任補助者は、業務執行に関する他の業務を兼務しないものとし、監査役会から指揮命令を受けた監査役選任補助者は、その命令に関して取締役からの指揮命令に優先します。
- ③ 監査役選任補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分については事前に監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定します。

(8) 監査役に報告するための体制および監査役の監査が実効的に行なわれていることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役および使用人は、当社に著しい影響を及ぼす事実を発見したときは、監査役に報告をします。
- ② 監査役は何時でも取締役および使用人に対して、業務遂行に関して報告を求めることが出来ることとします。
- ③ 監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。
- ④ 監査役は内部監査室と緊密な連携を保つとともに内部監査の計画・結果等について報告を求めます。
- ⑤ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

7. 業務の適正を確保するための内部統制システムの運用状況

【コンプライアンスに対する取組】

当社は、公正で健全なグループ企業活動を実践することを目的として「グループ・コンプライアンス憲章」を制定しております。当期はコンプライアンス委員会を4回開催し、グループ各社のコンプライアンス遵守状況のモニタリングおよびコンプライアンス推進のための施策をグループ内に展開いたしました。また、法務・コンプライアンス部が主体となりグループ各社に対してコンプライアンス研修を実施し、公正かつ健全な事業活動の実践を図りました。また、外部の弁護士他を窓口とする内部通報制度を制定し、その周知を行いました。

当社の内部統制システムは、代表取締役社長が管掌する内部監査室が主体となり、グループ全体の内部統制システムの運用状況を監査しております。

【業務執行の適正及び効率性の確保に関する取組】

取締役会は定時取締役会および臨時取締役会が全18回(書面決議6回を含む)開催され、付議された議案について活発に意見交換を行ないました。また、グループ各社の経営予算、経営方針の進捗状況について報告する予算会を1回、社外役員を含めた取締役・監査役ならびに連結子会社の代表取締役が出席するグループ経営戦略会議を12回開催した他、当社の取締役や執行役員が出席する経営会議を9回開催し、グループ各社の業績等について報告・検討をいたしました。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	5,547	支払手形及び買掛金	5,310
受取手形及び売掛金	10,399	短期借入金	3,107
商品及び製品	1,958	1年内返済予定の長期借入金	1,505
仕掛品	732	未払法人税等	425
原材料及び貯蔵品	1,258	賞与引当金	635
その他	857	その他	1,850
貸倒引当金	△7	流動負債合計	12,834
流動資産合計	20,746	II 固定負債	
II 固定資産		長期借入金	1,765
1 有形固定資産		リース債務	1,319
建物及び構築物	9,123	繰延税金負債	3,298
機械装置及び運搬具	3,311	環境対策引当金	10
土地	5,527	役員株式給付引当金	9
リース資産	1,427	退職給付に係る負債	1,231
建設仮勘定	196	その他	1,505
その他	288	固定負債合計	9,142
有形固定資産合計	19,874	負債合計	21,976
2 無形固定資産		純 資 産 の 部	
のれん	6	I 株主資本	
その他	77	資本金	2,099
無形固定資産合計	83	資本剰余金	1,192
3 投資その他の資産		利益剰余金	21,460
投資有価証券	8,979	自己株式	△155
繰延税金資産	671	株主資本合計	24,597
退職給付に係る資産	5	II その他の包括利益累計額	
その他	594	その他有価証券評価差額金	4,458
貸倒引当金	△2	繰延ヘッジ損益	32
投資その他の資産合計	10,248	為替換算調整勘定	70
固定資産合計	30,207	退職給付に係る調整累計額	△182
		その他の包括利益累計額合計	4,379
資産合計	50,953	純資産合計	28,977
		負債・純資産合計	50,953

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売上高		45,537
II 売上原価		37,900
売上総利益		7,636
III 販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費	6,061	6,061
営業利益		1,574
IV 営業外収益		
受取配当金	186	
持分法による投資利益	17	
雇用調整助成金	46	
その他	107	357
V 営業外費用		
支払利息	75	
支払補償費	38	
支払手数料	26	
その他	22	162
経常利益		1,770
VI 特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	51	52
VII 特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	66	
投資有価証券評価損	45	111
税金等調整前当期純利益		1,710
法人税、住民税及び事業税	624	
法人税等調整額	△145	479
当期純利益		1,231
VIII 親会社株主に帰属する当期純利益		1,231

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	4,869	短期借入金	2,855
営業未収入金	76	1年内返済予定の長期借入金	1,505
関係会社短期貸付金	5,968	リース債務	7
その他	124	預り金	720
流動資産合計	11,038	賞与引当金	54
		その他	80
		流動負債合計	5,224
II 固定資産		II 固定負債	
1 有形固定資産		長期借入金	1,765
建物及び構築物	1,369	リース債務	13
機械装置及び運搬具	23	長期預り金	1,274
工具器具備品	26	繰延税金負債	1,990
土地	265	退職給付引当金	28
リース資産	19	役員株式給付引当金	9
有形固定資産合計	1,703	固定負債合計	5,082
2 無形固定資産		負債合計	10,306
ソフトウェア	23	純 資 産 の 部	
リース資産	0	I 株主資本	
無形固定資産合計	24	1 資本金	2,099
3 投資その他の資産		2 資本剰余金	
投資有価証券	7,852	(1) 資本準備金	1,196
関係会社株式	15,139	(2) その他資本剰余金	13,715
関係会社長期貸付金	2,002	資本剰余金合計	14,911
その他	221	3 利益剰余金	
投資その他の資産合計	25,215	(1) その他利益剰余金	
固定資産合計	26,943	繰越利益剰余金	6,777
		その他利益剰余金合計	6,777
		利益剰余金合計	6,777
		4 自己株式	△155
		株主資本合計	23,632
		II 評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	4,042
		評価・換算差額等合計	4,042
		純資産合計	27,675
資産合計	37,982	負債・純資産合計	37,982

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
I	営業収益	2,725
II	営業費用	1,835
	営業利益	890
III	営業外収益	
	受取利息	57
	受取配当金	167
	その他	6
		231
IV	営業外費用	
	支払利息	39
	支払手数料	26
	その他	2
		68
	経常利益	1,052
V	特別利益	
	投資有価証券売却益	51
		51
VI	特別損失	
	固定資産除却損	0
	投資有価証券評価損	45
		45
	税引前当期純利益	1,058
	法人税、住民税及び事業税	72
	法人税等調整額	5
		78
	当期純利益	980

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

カーリットホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打越 隆 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 賀 恒一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カーリットホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カーリットホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

カーリットホールディングス株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 打越 隆 ⑤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 原 賀 恒一郎 ⑤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カーリットホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、Web会議等も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。尚、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

カーリットホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 森 田 庸 夫 ㊞

監 査 役 青 木 章 哲 ㊞

監 査 役 松 尾 典 男 ㊞

監 査 役 岩 井 常 道 ㊞

(注) 常勤監査役森田庸夫及び監査役松尾典男は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ 毛 欄

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会 会場ご案内図

会場

〈本社〉住友商事京橋ビル7階

東京都中央区京橋一丁目17番10号

カーリットホールディングス株式会社 本社会議室

電話：03-6893-7070



〈本社〉住友商事
京橋ビル7階



交通の ご案内

- JR「東京駅」八重洲中央口より徒歩約10分
- 東京メトロ銀座線「京橋駅」4番出口より徒歩約6分
- 都営浅草線「宝町駅」A2、A8出口より徒歩約2分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



カーリットホールディングス株式会社

〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目17番10号
TEL：03-6893-7070 FAX：03-6893-7050

<https://www.carlithd.co.jp>

カーリットHD

検索



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。